

# 広報 **とめ**

MAY 2008

# 5.21

No.76



**おいしいお米になりますように！**

(横山小学校で田植え)

**MIYAGI TOME PUBLIC INFORMATION**

# 後期高齢者医療保険料のお知らせ



4月から、75歳以上の人（一定の障害がある65歳以上の人を含む）を対象とした後期高齢者医療制度（長寿医療制度）が始まりました。  
平成20年度の保険料の納付方法と納付時期についてお知らせします。

## 保険料の納め方

- ① 年金から天引き
- ② 納付書で納める

保険料は、原則として年金から天引きされます。

しかし、受給している年金の額などによって納付書で納める（普通徴収）人と、年金から天引きされる（特別徴収）人に分かれます。

## 年金天引きの対象者

市では、原則として、平成19年10月末現在、75歳以上の国民健康保険加入者で、年額18万円以上の年金を受給している人を年金天引きの対象としています。

## 納付書で納付の対象者

平成19年11月から20年4月

1日までに75歳になった人は、納付書での納付となります。

4月1日現在、後期高齢者医療制度対象者で、保険料を納付書で納付する人には、4月下旬に納期などを記載した通知を送付しています。

### ◇7月から納付開始の人

- ▼平成19年10月末現在、75歳以上の国民健康保険加入者で、受給している年金額が年額18万円未満の人
- ▼被用者保険（社会保険など）の本人だった人
- ▼介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年間年金受給額の2分の1を超える人

### ◇10月から納付開始の人

- ▼被用者保険（社会保険など）の扶養だった人

※激変緩和措置【表1】が取られているため、10月からの納付となります。7月中旬に納入通知書と納付書

が送付されますが、納付は10月からです。

《注意》7月および10月から納付書で納付開始の人でも、次の要件に該当する人は、10月から年金天引きの対象者となる予定です。

▼年額18万円以上の年金を受給している人で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1以下の場合。

※該当する人には、7月中旬に送付する納入通知書でお知らせします。

### ◇その他

▼4月以降、75歳になる人は、誕生月の翌月から納付開始。ただし、保険料が確定する前の4月から6月生まれの人については、保険料確定後の7月からの納付開始となります。

※誕生月の翌月に、保険料納入通知書と納付書を送付します。今年度の保険料対象期間は、誕生日の属する月から平成21年3月までとなります。3月までの残りの納期で1期当たりの保険

料額が算定されます。

▼65〜74歳の人で身体などに障害があり、後期高齢者医療制度の障害認定を受けた人については、申請日の属する月から保険料が算定されます。納入通知書と納付書は、認定後に随時送付されます。詳しくは、お問い合わせください。

▼口座振替を希望する人は、市内金融機関での手続きが必要となります。

### 【問い合わせ】

総務部税務課  
国民健康保険税係  
☎ 0220(22) 2163

## 【保険料の納期と納期限】

月	年金天引きの対象者	納付書で納付の対象者
4月	仮徴収保険料（15日）	—
5月	—	—
6月	仮徴収保険料（13日）	—
7月	—	第1期（7月31日）
8月	仮徴収保険料（15日）	第2期（9月1日）
9月	—	第3期（9月30日）
10月	確定後の保険料（15日）	第4期（10月31日）
11月	—	第5期（12月1日）
12月	確定後の保険料（15日）	第6期（1月5日）
1月	—	第7期（2月2日）
2月	確定後の保険料（13日）	第8期（3月2日）
3月	—	第9期（3月31日）

◆年金天引きの対象者＝4・6・8月の保険料額は、平成19年所得確定前のため、仮徴収額となっています。所得確定後、7月中旬に年間保険料納入通知書を送付します。10・12・2月の保険料額は、年間保険料額から3回分の仮徴収保険料額を差し引いて、残額を3回で割った額となります。

◆納付書で納付の対象者には、7月中旬に年間保険料納入通知書と納付書を送付します。

## 【表1】保険料負担の激変緩和措置

減額などの措置期間	減額後の保険料（年額）		備考
	所得割額	均等割額	
平成20年4月～9月	0円	0円	全額凍結
平成20年10月～21年3月	0円	1,900円	5%賦課
平成21年4月～22年3月	0円	19,300円	半額賦課

# 戸籍の届出、 証明書などの交付請求には 本人確認書類が必要です

戸籍の届出をするときや証明書を取得するときに、写真付きの確認書類による「本人確認」を行うことが法律で定められました。

これは、第三者が本人になりすまして戸籍の虚偽の届出をしたり、住民票やその他証明書を不正に取得したりすることを防止するなど、市民皆さんの個人情報保護のために行われるものです。

戸籍届、住民異動届、戸籍謄抄本・住民票の写しなどの請求の際には本人確認を行いますので、忘れずに本人確認書類を持参してください。

## 本人確認が必要な手続き

- ① 婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届
- ② 転入届、転出届、転居届、世帯変更届
- ③ 戸籍謄抄本、住民票の写し、外国人登録原票記載事項証明書、各種税証明、臨時運行許可証、身分証明書

などの行政証明書の交付請求

## 本人確認の方法

- ① 官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類がある場合は、次のいずれか1種類を提示
- ▼ 運転免許証
- ▼ 住民基本台帳カード
- ▼ パスポート など
- ② 顔写真付きの本人確認書類を持っていない場合は、次のうち2種類を提示
- ▼ 健康保険者証
- ▼ 年金手帳
- ▼ 国民年金証書
- ▼ 介護保険者証 など
- ③ 職員による聞き取りなどにより確認させていただくこともあります。

## 【問い合わせ】

- ▼ 市民生活部市民生活課 戸籍係
- ☎ 0220 (58) 2118
- ▼ 各総合支所市民福祉課 市民福祉係

## 「精神保健入門講座」 受講者募集

市では、こころの健康づくりを応援するために、精神保健入門講座を開催します。こころの病気、障害に対する理解を深めて、こころ豊かに暮らしていきましょう。どなたでも受講できます。気軽にご参加ください。

### 【プログラム】 4回シリーズ

今回は、最近増えているといわれる身近な病気である「うつ病」をテーマにした研修です。

回	開催日	内 容
1	6月19日 (木)	・開講式 ・講話「こころの病気を知ろう」 講師＝国見台病院 小田康彦先生
2	7月2日 (水)	・話し合い、ストレスチェック 「自分の気持ちを見つめてみよう」 ・いろいろな精神保健福祉サービスの紹介
3	7月16日 (水)	・講話「気持ちを大切に伝えよう」 講師＝家族相談士 加藤美香先生
4	7月29日 (火)	・話し合い「こころの健康のために こんなふう に暮らしていこう」 ・閉講式（3回以上参加した人に受講証を交付）

【場所】 市役所登米庁舎 2階会議室

【時間】 午前10時～11時45分

【募集人員】 20人（先着順）

【申込方法】 電話

【申込期限】 6月4日（水）

【申し込み・問い合わせ】

市民生活部健康推進課 地域保健係

☎ 0220 (58) 2116

## カウンセラーによる 教育相談を行っています

市教育研究所では、不登校・いじめなどの子どもにかかわる悩みを抱えている人のために、専門のカウンセラーを配置して教育相談を行っています。

電話での相談もできますので、一人で悩まずにご相談ください。

### 【相談日時】

相 談 日	相 談 時 間	
5月 26日 (月)		
6月	3日 (火)	① 9:00 ~ 9:50
	10日 (火)	② 10:00 ~ 10:50
	17日 (火)	③ 11:00 ~ 11:50
	24日 (火)	④ 13:00 ~ 13:50
7月	1日 (火)	⑤ 14:00 ~ 14:50
	8日 (火)	⑥ 15:00 ~ 15:50
	15日 (火)	

※8月以降については、後日お知らせします。

【場所】 市視聴覚センター 2階教育相談室

【相談方法】 面接、電話

※いずれの場合でも予約が必要です。

【予約時間】 月曜から金曜日まで（祝日を除く）の午前8時30分から午後3時まで

【相談専用電話】 ☎ 0220 (22) 8125

【予約先・問い合わせ】

市教育研究所

☎ 0220 (22) 8029





## ❖利用できる保育サービス・援助活動の主な内容

- ◇保育所、幼稚園、学校、学童の開始時間までや終了後の送迎または預かり
  - ◇保護者や兄弟姉妹の通院、冠婚葬祭、学校行事などのときの子どもの預かり
- ※保育サービスには、宿泊は含まれません。

## ❖保育サービス・援助活動の時間と報酬

- ◇月曜から金曜日までの午前7時から午後7時まで 1時間あたり600円
- ◇土曜・日曜・祝日・上記の時間以外 1時間あたり700円

※原則として1回につき1時間以上で、以降30分単位で計算します。  
※おやつや食事、紙おむつなどの実費は、別途利用会員の負担となります。



## ❖保育サービス利用の手続き

- ①利用会員が、登米ファミリー・サポート・センターに連絡します。
- ②登米ファミリー・サポート・センターでは、保育サービスが行える協力会員を調整して、利用会員に連絡します。
- ③利用会員と協力会員が事前に面談して、必要な保育サービスの内容や実費負担の確認を行います。
- ④保育サービスが行われ、利用会員から協力会員に直接、報酬などを支払っていただきます。

## ❖利用会員・協力会員は全員、補償保険制度に加入します

登米ファミリー・サポート・センターでは、会員の皆さんが安心してサービスを利用または活動に参加できるように、万々に備えて補償保険に加入します。  
預けられる子どもも対象となり、補償保険に加入するための会員の個人負担はありません。

# 協 力 会 員 講 習 会

7月のサービス開始に向けて、協力会員を募集します。

協力会員として登録を希望する人には、講習会を受講していただきます。今年度5回開催する講習会（内容は同じ）のうち1回を受ければ、協力会員として登録することができます。

### 【開催日時】 表1のとおり

※第1回は6月6日（金）  
午前9時30分～午後3時30分

### 【場所】 中田子育て支援センター

### 【内容】 表2のとおり

### 【募集人員】 30人（先着順）

### 【申込方法】 電話またはファクシミリ

※ファクシミリの場合は、住所、氏名、電話番号を記入の上、協力会員講習会参加希望と明記してください。

### 【申込期限】 各開催日の3日前

※第1回は6月3日（火）

【表1】講習会開催年間予定表

回	開催日	場 所	定 員
第1回	6月6日（金）	中田子育て支援センター	各回30人
第2回	7月11日（金）		
第3回	9月9日（火）		
第4回	11月11日（火）		
第5回	1月30日（金）		

【表2】講習会の内容

時 間	内 容
9：30～10：40	協力会員としての心構え
10：45～11：55	子どもの心と身体の発達について
12：00～13：00	昼 食
13：05～14：15	子どものあそび
14：20～15：30	子どもの事故・事故防止・応急手当について

※昼食は持参するなど、各自でとってください。

### 申し込み・問い合わせ

登米ファミリー・サポート・センター事務局

（中田子育て支援センター内）

☎ 0220 (34) 3505

FAX 0220 (35) 1557

# 利用会員と協力会員を募集します



## ファミリー・サポート事業とは



「子育ての援助を受けたい人（利用会員）」と「子育ての援助ができる人（協力会員）」がそれぞれ会員登録をして、用事があるときなどに、相互の信頼関係のもとに子どもを預けたり預かったりする地域ぐるみの子育て支援活動を有料で行う事業です。

市では、7月からの事業開始を目指して準備を進めており、利用会員と協力会員を募集します。

※利用会員と協力会員の両方を兼ねることもできます。

## 利用会員

- ◇資格：市内に居住または勤務している人で、おおむね生後2カ月から小学生までのお子さんを養育している人。事前登録が必要です。
- ◇登録方法：登米ファミリー・サポート・センター事務局（中田子育て支援センター内）または各子育て支援センター備え付けの登録申請書に、必要事項を記入・押印の上、申し込んでください。
- ◇申請受付：6月2日（月）から
- ◇申請先：登米ファミリー・サポート・センター事務局（中田子育て支援センター内）または各子育て支援センター

支援センター名	所在地		電話番号
迫子育て支援センター	迫町佐沼字錦108番地	迫児童館内	0220 (22) 2524
登米子育て支援センター	登米町寺池桜小路6番地	登米児童館内	0220 (52) 2246
東和子育て支援センター	東和町米谷字石橋26番地1	ちびっこ友遊館・まいや内	0220 (42) 2230
中田子育て支援センター	中田町上沼字大柳117番地1		0220 (34) 3505
豊里子育て支援センター	豊里町土手下67番地1	豊里健康管理センター内	0225 (76) 4731
米山子育て支援センター	米山町西野字古館廻56番地3	よねやま保育園内	0220 (55) 5133
石越子育て支援センター	石越町南郷字矢作130番地1	石越保健センター内	0228 (34) 3110
南方子育てサポートセンター	南方町新高石浦130番地	市役所南方庁舎内	0220 (58) 5558
津山子育て支援センター	津山町柳津黄牛田高畑52番地	津山林業総合センター内	0225 (68) 3363

## 協力会員

- ◇資格：市内に居住している心身ともに健康な20歳以上（学生は除く）の人で、自宅で安全に子どもを預かることができる人。また、保育士などの資格を有するか、市が開催する講習会を受講した人。事前登録が必要です。
- ◇講習会日程：右のページをご覧ください。



# みんなの掲示板



皆さんからメールなどで寄せられたご意見などを掲載するコーナーです。

4月25日の  
3歳児健診(3歳  
6カ月~7カ月児)で  
むし歯がなかった子は、  
市内2地区で  
5人中3人でした



安部 愛斗くん  
(豊里町横町・裕道さん)



齋藤 歩くん  
(津山町本町一丁目・香さん)



阿部 光紗ちゃん  
(豊里町山根・和幸さん)



※( )内には申し出があった保護者の名前を掲載しています。

## 6月の 歯科健康相談日

【日時】 6月2日(月)

▼妊婦歯科相談 午前9時  
〜11時30分

▼一般歯科相談 午後1時  
〜4時

【場所】 市役所南方庁舎1階  
相談室 1

【その他】 相談は無料です。予約制です。健康推進課の歯科医師が対応します。

【予約先・問い合わせ】

市民生活部健康推進課  
地域保健係

☎0220(58)2116



**Q**

学校給食費の未納は、全国的にも問題になっています。払わない理由はいろいろあると思いますが、支払いの義務を果たしてもらおうよう強固な方法を考えていただきたい。大きく言うと、無

**A**

未納対策を強化し、毎月、電話での督促を行うとともに、文書での督促も繰り返して行っています。悪質なケースについては、支払督促申立を行い、強制執行(差し押さえ)の手続きについても考えています。

給食費は、子どもたちが食べている食材の購入費のみで、給食センター職員の人件費や光熱水費は、開設者である市が負担しています。また、学校給食は、体の栄養だけでなく、心の栄養をはぐむ手段や場でもあります。

市では、平成18年度に納付者の利便を拡大するために、口座振替による給食費の納入を開始しました。また、19年度からは、コンビニ収納も導入し、いつでも納められる体制になっています。このよう

**Q**

な納付方法を導入した以降も、95%以上のほとんどの保護者の人には、納期までに納入していただいています。

**A**

そこで、市では、未納への対策を強化し、毎月、電話での督促(19年度からは、各小・中学校からも連絡)を行うとともに、文書での督促も繰り返して行っています。

また、納入できる状況であるのに納入の意思が確認されない悪質なケースについては、今後、支払督促申立を行い、強制執行(差し押さえ)の手続きを進めていきたいと考えています。

【問い合わせ】  
教育委員会学校教育課  
☎0220(34)2679

**Q**

国民健康保険の保険証は、世帯の個人ごとに交付できないのですか。

**A**

平成20年度以降早い時期のカード化導入を目指して、個人ごと交付の実現に向け検討中です。

現在、登米市国民健康保険の保険証は、世帯に1枚ごとの交付となっています。すでに社会保険などでは、カード化による世帯個人ごとの保険証交付が進んでいます。県内の国民健康保険(保険者市町村)では、平成19年10月から仙台市・石巻市・大崎市の3市がカード化による個人ごとの保険証交付を始めています。これ以外の市町村では、登米市同様従来の紙による世帯ごと1枚の保険証交付となっていますが、そのほとんどがカード化の検討段階に入っています。登米市国保も20年度以降早い時期のカード化導入を目指し、個人ごと交付の実現に向け検討中です。

【問い合わせ】  
市民生活部国保年金課  
☎0220(58)2166



**伊豆沼・内沼の自然  
フォトコンテスト  
入選作品展**

【期間】 6月26日(木) まで

【時間】

午前9時～午後4時30分

【場所】 市伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター

【題材】

①伊豆沼・内沼の自然

②伊豆沼・内沼にかかわる人々

【入館料】 無料

【休館日】 月曜日

【問い合わせ】

▼市伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター

☎0220(28)3111

▼市民生活部環境課

☎0220(58)5553



▲素晴らしい作品をご覧ください

**5月31日は世界禁煙デー**

**自分と家族の健康のために禁煙を始めましょう**

タバコは自分のみならず、家族や周囲の人の健康も害してしまいます。WHOが定めた「世界禁煙デー」の5月31日から6月6日までの1週間は、禁煙週間です。タバコと健康について考える機会として、禁煙にチャレンジしてみませんか？



◆禁煙を始めるには・・・

- タバコ、ライター、灰皿を捨てる○吸いたくても吸えない状況を作りましょう。
- 禁煙の理由を確認する○「病気になりたくない」「家族の健康によくない」など、禁煙の理由をしっかりと確認しておくことが大切です。
- 周りに宣言する○禁煙を宣言することで、周りの人の協力が得られます。
- タバコの代わりにするものを見つけておく○タバコを吸いたいという衝動が起こったときのために、タバコの代わりにするものを見つけておきましょう。例えば、ガムをかむ、あめをなめる、歯を磨く…など。

**農業者年金現況届  
受け付けのお知らせ**

農業者年金を受給している人は、毎年6月に現況届を提出することになっています。

5月下旬に、農業者年金基金から受給者へ現況届用紙が郵送されます。

その用紙に、住所・氏名・生年月日を記入の上、最寄り

の農業委員会事務所に提出してください。

【提出期間】

6月2日(月)～30日(月)

【提出先】

各農業委員会事務局  
(各総合支所内)

【問い合わせ】

農業委員会事務局  
農政総務課

☎0220(34)2317

**暮らしの情報**

**刈り草(ロール状)を  
無償で提供します**

北上川の堤防除草で発生する刈り草(ロール状)を無償で提供します。

【刈取作業予定】

6月上旬～7月中旬

【作業場所】

岩手県境～柳津大橋

【申込方法】

電話

【注意事項】

積み込み、運搬は各自でお願いします。家畜の餌として使用し、家畜が体調不良になっても責任は負いかねます。

【申し込み・問い合わせ】

北上川下流河川事務所

米谷出張所

☎0220(42)2154

**第2回登米市民文化祭  
～展示発表の部～**

市内で活動している文化協会会員、迫養護学校児童・生徒、老人クラブ連合会などの皆さんの作品を展示します。

【期間】

6月7日(土)、8日(日)

【時間】 ▼7日 午前9時30

分～午後4時 ▼8日 午前9時～午後3時

【場所】 中田生涯学習センター

【内容】 ▼絵画・写真・書道・陶芸などの作品展示 ▼お茶会コーナー ▼はつとコーナー ▼チェーンソーアート(7日午前10時から) など

【入場料】 無料

【問い合わせ】

市文化協会

(事務局) 教育委員会生涯学習課文化振興・文化財保護係

☎0220(34)2698



▲▲ 昨年の登米市民文化祭の様子



## 「人権相談所」 特別開設のお知らせ

6月1日は「全国人権擁護委員の日」です。この日は、全国各地で人権思想の普及と高揚のためにさまざまな行事が行われます。

その一環として、登米人権擁護委員協議会でも市内3カ所に「人権相談所」を設けて、人権擁護委員3人と仙台法務局登米支局職員が相談に当たります。交通事情などで来場できない人のために、電話での相談も受け付けます。相談は無料で、秘密は厳守します。どこの相談所でも構いませんので、気軽に相談してください。

**【日時】** ※3会場共通  
6月2日(月)  
午前10時～午後5時

### 【場所・相談用電話番号】

- ① 米谷公民館〔東和町〕  
(日本間1)  
☎0220(53)20006
- ② 米山農村環境改善センター〔日本間・農事研修室〕  
☎0220(55)24226
- ③ 津山老人福祉センター〔集会所・運動指導室〕  
☎0225(61)5011

◇登米人権擁護委員協議会で

は、毎週水曜日と木曜日の午前10時から午後3時まで、仙台法務局登米支局で人権相談を受け付けています。

### 【問い合わせ】

仙台法務局登米支局  
(登米市登米町寺池桜小路70番地2)  
☎0220(52)2070

## 第25回むし歯予防 青空キャンペーン

6月4日から「歯の衛生週間」が始まります。登米市歯科医師会と登米市歯科衛生士会では、毎年恒例の青空キャンペーンを開催します。

**【日時】** 6月7日(土)  
午後2時～4時

**【場所】** ヨークベニマル佐沼店 東側テント広場

**【内容】** 歯科検診、口腔衛生指導(歯ブラシ指導など)、口の健康相談、フッ素洗口、



▲昨年の青空キャンペーンの様子

口の体験学習(虫歯菌の観察)など

**【費用】** 無料

### 【問い合わせ】

津山歯科診療所  
☎0225(68)3244

## 迫養護学校運動会

小・中・高等部の児童生徒の競技や演技のほか、地域の皆さんや同窓生が参加できる種目もありますので、ぜひおいでください。

**【日時】** 5月25日(日)  
午前9時30分～正午

**【場所】** 県立迫養護学校校庭  
(雨天時は体育館)

### 【問い合わせ】

県立迫養護学校  
☎0220(22)9484

## みやぎ北若者サポート ステーション出前相談会

若者無業者(ニート)の職業意識の啓発や社会適応支援の一環として、登米市内居住者を対象とした出前相談会を開催します。

**【日時】** 6月12日(木)  
午前10時～午後4時30分

**【場所】** 県登米合同庁舎  
保健所3階会議室

### 【内容】

- ① 若者無業者(ニート)の就労・自立に関するセミナー(午前10時～11時)
- ▼対象Ⅱどなたでも参加できます(予約不要)
- ② 個別相談会(午前11時30分～午後4時30分)
- ▼対象Ⅲ若者無業者(ニート)、その保護者など(要予約)

**【費用】** 無料

**【申込方法】** 電話

**【申込期限】**

6月11日(水)午後5時

**【申し込み・問い合わせ】**

みやぎ北若者サポートステーション  
☎0229(21)7022

休日急患当番医	
☎0220(22)2084(医師会)	
6/1(日)	登米診療所 登米町 ☎0220(52)2175
○診療時間 9:00～17:00	
○休日・夜間診療案内	
☎0229(24)2267(24時間)	
歯科休日当番医	
6/1(日)	登米診療所 登米町 ☎0220(52)2175
○診療時間 9:00～17:00	
<b>【問い合わせ】</b> ※月曜～金曜日(休日を除く)	
市民生活部健康推進課 ☎0220(58)2116	

## 今日の表紙

横山小学校で5月7日、4年生以上の児童が参加して、学習田の田植えが行われました。初めて田植えをする4年生は、泥に足を取られてなかなか前へ進むことができず、悪戦苦闘しながら苗を植えていました。



## 編集室から

▼今回、横山小学校の田植えの様子を撮らせていただいたのですが、登米市に住んでいながら、実は田植えをしたことがないわたし。毎年、今年こそは田植え体験をしたいと思いつつも未だ実現していません。▼横山小学校の皆さん、秋にはおいしいお米ができるといいですね。(千葉)



「モバイルとめ」もご利用ください。  
<http://www.city.tome.miyagi.jp/m/>